

たばこ規制枠組条約(FCTC)の概要

< この「概要」について >

この概要は、条約が必要となった理由と目的、締約国の主な義務などを取りまとめたものです。これをご覧いただければ「条約の精神」は理解できると思います。喫煙をやめることを「脱煙」と表現しましたが、これは喫煙を禁止する「禁煙」と区別するためです。

なお、条約に基づいて具体的な事項を議論し、検討し、アクションを起こす場合には、必ず条約の原文を参照してください。

1. 条約の目的

条約は、喫煙と受動喫煙を継続的・実質的に減らすため、締約国が自国や地域、また国際的に実施するタバコ規制の枠組を提供することで、喫煙と受動喫煙が健康・社会・環境・経済に及ぼす壊滅的な影響から現在および将来の世代を保護することを目的にしています。

2. 条約が必要となった理由

条約が必要となった次の理由が前文に明記されています。

- ・タバコの害は、公衆の健康に深刻な影響を及ぼす世界的な問題で、国際的対応が必要である。
- ・喫煙と受動喫煙が世界的規模で健康、社会、経済、環境に壊滅的な影響を及ぼしている。
- ・世界的規模で、特に開発途上国の喫煙とタバコ生産の拡大が家庭、貧困層、各国の保険制度に負担となっている。
- ・喫煙と受動喫煙による死亡や障害が科学的証拠で明白である。
- ・タバコは依存を引き起こし、それを維持するように仕組まれたものである。タバコ依存は病気である。
- ・出生前にタバコの煙にさらされると、健康と発育に悪影響があるという明白な科学的証拠がある。
- ・児童、青少年の喫煙が世界的に増大し、低年齢化している。
- ・女子、特に年少女子の喫煙が世界的に増加し、危険な状態である。そのため、男女別のタバコ規制の戦略が必要である。
- ・喫煙を奨励する広告、販売促進、スポンサーシップ(スポーツ、イベント等の)の悪影響が心配される。
- ・タバコの不法取引(密輸、不法製造、偽造)防止には国際協力が必要である。
- ・発展途上国は、タバコ規制活動に資金と技術が必要である。
- ・喫煙を減少させる戦略には適当な仕組みが必要である。
- ・発展途上国では、中・長期的なタバコ規制の取組に、社会的、経済的な困難が伴い、技術援助、経済援助を必要としている。
- ・国際的なタバコ規制には非政府機関、市民社会の参加が極めて重要である。
- ・タバコ規制を妨害するタバコ産業の活動を公表する必要がある。
- ・1966年の国連規約で「すべての者が到達可能な最高水準の身体及び精神の健康を享受する権利を有する」と規定されている。
- ・WHO憲章の前文で「到達しうる最高水準の健康を享受することは、人種、宗教、政治的信念又は経済的若しくは社会的条件の差別なしに万人の有する基本的権利である」と規定されており、最新の科学、技術、経済に基づくタバコ規制が必要である。
- ・1979年の国連総会で採択された女子差別撤廃条約で、締約国は保健分野の女子差別を撤廃することが求められている。
- ・1989年国連総会で採択された児童の権利に関する条約で、児童は到達可能な最高水準の健康を享受する権利が認められている。

3. 締約国の義務

条約では、締約国に様々な義務が課せられています。その主なものに次のようなものがあります。

1) タバコ需要減少のための価格、課税措置

- ・締約国は、タバコの値上・増税が、特に年少者の喫煙減少に効果的であると認識し、保健上の目的で次のことを実施すること。

- ・タバコの課税政策と価格政策を実施する。
- ・免税タバコの輸出入を禁止または制限する。

2) タバコ需要減少のための価格以外の措置

- ・締約国は、喫煙の減少には価格以外の包括的措置が効果的で重要であることを認識し、次の義務を履行すること。

受動喫煙からの保護

- ・受動喫煙が死亡、疾病、障害を引き起こすことが科学的証拠で明白に証明されていることを認識すること。
- ・屋内の職場、公共輸送機関、屋内の公共の場所、その他の公共の場所における受動喫煙を防止すること。

タバコ製品の含有物の規制

- ・タバコと煙の含有物を試験・測定し、それらを規制すること。

タバコ製品の情報開示

- ・タバコ製品の製造業者と輸入業者に、タバコと煙の含有物の情報を政府機関に開示するよう要求すること。
- ・タバコとタバコの煙の毒性成分の情報を公開すること。

タバコ製品の包装とラベル

- ・条約発効後3年以内に次のことを実施すること。
 - ・タバコの包装とラベルに、虚偽の・誤認させる・詐欺的表現や、タバコの特性・健康への影響・危険性・煙について誤った印象を与える表現(特定のタバコが他より低有害性との誤った印象を直接・間接に与える用語、形容、商標その他の表示を含む)たとえば「ロー・タール」「ライト」「ウルトラ・ライト」「マイルド」などを用いて販売促進をさせない。
 - ・タバコのあらゆる外側の包装とラベルに有害な影響を記述する健康に対する次の警告と情報を表示する。
 - ・国内の当局が承認したもの。
 - ・複数のものを、組み合わせを替えて表示する。
 - ・大きく明瞭で視認、判読可能なものとする。
 - ・主な表示面の50%を占めるべきで、30%を下回ってはならない。
 - ・写真や絵による警告や、これらを含むものにできる。
- ・あらゆる外側の包装とラベルには警告に加え、タバコと煙の含有物の情報を表示すること。

教育、情報の伝達、訓練、啓発

- ・すべての利用可能な情報伝達手段を用いて次のタバコ規制に関する啓発を行うこと。
 - ・喫煙と受動喫煙の健康への危険、習慣性の教育・啓発への参加機会の提供。
 - ・喫煙と受動喫煙の健康への危険と脱煙・非喫煙の利益の啓発。
 - ・タバコ産業に関する広範な情報の公開。
 - ・保健従事者、地域社会従事者、社会福祉活動従事者、報道従事者、教育者、意思決定者、行政官その他関係者に対するタバコ規制に関する訓練・啓発のプログラム。
 - ・タバコ規制プログラム・戦略確定・実行への、タバコ産業と無関係な公的団体、民間団体、非政府機関の参加。
 - ・タバコの生産と消費が健康、経済、環境に及ぼす悪影響の情報の啓発、情報取得機会の提供。

タバコの広告、販売促進、スポンサーシップの禁止

- ・あらゆるタバコの広告、販売促進、スポンサーシップを条約発効後5年以内に禁止すること。憲法の制約で禁止できない場合は制限すること。自国から他国へのそれは禁止すること。
- ・次の事項を実施すること。
 - ・虚偽の・誤認させる・詐欺的手段や、タバコの特性・健康への影響・危険性・煙について誤った印象を与える手段を用いた、タバコのあらゆる広告、販売促進、スポンサーシップの禁止。
 - ・あらゆるタバコの広告、販売促進、スポンサーシップに当たり、健康その他の警告、情報を付すことの要求。

タバコの購入を直接・間接に奨励することの制限。
ラジオ、テレビ、印刷媒体、その他（インターネット等）でのタバコ広告、販売促進・スポンサーシップを5年以内に包括的禁止。憲法の制約で禁止できない場合は制限。

国際的な催し、活動、それらの参加者に対するタバコのスポンサーシップの禁止。憲法の制約で禁止できない場合は制限。

- ・国境を越える広告を防止する技術開発に協力すること。
- ・外国から入ってくるタバコ広告、販売促進、スポンサーシップに自国と同じ制裁を加えることができる。

3) タバコへの依存治療および脱煙の支援

- ・締約国は、脱煙、タバコ依存の治療を促進するための指針を作成し、次のことを行うよう努めること。

教育機関、保健施設、職場、スポーツ施設での禁煙の促進、保健従事者、地域社会従事者、社会福祉活動従事者の参加を得て行う保健・教育のプログラムにタバコ依存の診断・治療と脱煙支援カウンセリングサービスを含める。

保健施設、リハビリテーション施設における、タバコ依存の診断、カウンセリング、予防、治療のプログラムを作成。

4) タバコの不法取引防止

- ・締約国はタバコの不法取引をなくすため、国際的協定に加えて国内法の制定・実施が不可欠と認識すること。

- ・締約国は、タバコ製品の原産地決定、流通逸脱地点の判断、移動と合法性の監視・記録・管理を国内法、多国間協定で支援するため、次のことを行うこと。

自国内で販売されるタバコの包装に「(国・地方・地域・連邦の構成単位)でのみ販売可能」の表示、最終仕向地の表示、国内販売の合法性を判断できる表示を行うこと要求、不法取引の捜査支援のための追跡制度を拡充。

- ・締約国は不法取引の根絶のため次のことを行うこと。
国境を越える取引（不法取引を含む）を監視し、資料を収集し、税関当局、税務当局等で情報交換を行う。
タバコ製品の不法取引を対象とした制裁措置を伴う法令の制定または強化。
没収された製造設備とタバコの、環境を害しない方法で破棄。
不法取引で得た収益の没収。

- ・締約国はタバコの不法取引を根絶するため、地域的、国際的に政府間で捜査、訴追、司法手続の協力をすること。

- ・締約国は不法取引防止を目的に、タバコの生産・流通を管理し、規制すること。

5) 未成年者への販売と未成年者による販売の禁止

- ・締約国は国内法で定める年齢又は18歳未満の者へのタバコの販売を禁止するため、次のことを実施すること。

未成年者へのタバコ販売を禁止する旨の明確で目に付きやすい表示を販売所に掲げる。疑わしい購入者に対して成年である証拠の提示を求めること。要求。

タバコに直接触れることのできる方法での販売の禁止。

未成年者の興味をひくタバコの形をした菓子、玩具その他の物の製造・販売の禁止。

未成年者にタバコ自販機が利用されないこと。

- ・締約国はタバコの無償配布を禁止すること。
- ・締約国は紙巻タバコの1本ずつまたは少量包装での販売を禁止するよう努めること。
- ・締約国は以上の義務の履行を確保するため、販売・流通業者に対する制裁を含む措置を採用し実行すること。
- ・締約国は国内法で定める年齢又は18歳未満の者によるタバコの販売を禁止すること。

6) 経済的に実行可能な代替活動支援の提供

- ・締約国は、相互に、国際的、地域的政府機関と協力して、タバコ労働者、耕作者、販売業者の転業を経済的に支援すること。

7) 環境及び人の健康の保護

- ・締約国は条約の義務を履行するに当たり、タバコ栽培、タバコ製造において、環境の保護、人の健康保護に配慮すること。

8) 締約国の責任

- ・締約国は、タバコ規制のため、刑事上、民事上の責任に対応する新たな立法または既存の法律の適用促進すること。
- ・締約国は、締約国会議を通じた情報交換に協力すること。
- ・締約国は、条約に適合する民事上、刑事上の訴訟手続きについて相互に援助を与えること。

9) 研究、監視及び情報の交換

- ・締約国は、タバコ規制の分野の研究を発展・促進させるため次のことを行うこと。

喫煙と受動喫煙の決定要因と影響の研究、代替作物を特定する研究の促進と奨励。

タバコ規制活動の従事者に対する訓練、支援の促進・強化。

- ・締約国は、喫煙と受動喫煙の規模、形態、決定要因、影響の国、地域、世界的規模の監視プログラムを作成すること。
- ・締約国は資金・技術援助の重要性を認識し、次のことを行うよう努めること。

喫煙と関連する社会的、経済的、保健に関する指標について、疫学的監視の国内制度の漸進的な確立。

タバコに関する監視データの収集・分析・提供の一般的指針・手続を作成するためのWHO等との協力。

- ・締約国は、条約に関連する科学的、技術的、社会経済的、商業的、法的情報と、タバコ産業とタバコ栽培に関する情報の交換を促進するよう努めること。

- ・締約国は、開発途上国が研究、監視、情報交換の義務の履行を支援するため、技術、資金の協力をすること。

10) 報告及び情報の交換

- ・締約国は条約の実施状況について、次の情報を含む定期報告を締約国会議に提出すること。

条約の実施のために取った立法上、行政上その他の措置
条約の実施に当たり直面した制約・障害の情報とそれらを克服するために取った措置。

タバコ規制活動のために提供または受領した資金援助・技術援助の情報

監視、研究の情報。

タバコ製品の税率とタバコの消費動向。

タバコの広告、販売促進、スポンサーシップの禁止または制限に関する情報。

タバコの広告、販売促進、スポンサーシップに当たり付した健康に関する警告の情報。

タバコ製品の不法取引に関する情報。

喫煙と受動喫煙の健康に与える影響の情報。

施行中の法令、規則、司法上の決定の情報。

- ・締約国は条約発効後2年以内に最初の報告を行うこと。

11) 科学、技術、法的分野の協力、専門知識提供

- ・締約国は、開発途上国が条約の義務を履行する能力の強化に協力すること。

- ・締約国会議は、資金援助によって技術的、科学的、法的な専門知識、技術の移転の促進を容易にすること。

12) 締約国会議

- ・条約により締約国会議を設置する。第1回会合は条約発効後1年以内にWHOが召集する。第1回会合で手続規則を採択する。

その後の通常会合の場所、時期は第1回会合で決定する。

- ・締約国会議は条約の手続きにより特別会合を開催できる。

- ・締約国会議は通常会合で予算を採択する。

- ・締約国会議は条約の議定書、付属書、改正を採択できる。

- ・締約国会議は審議へのオブザーバーの参加基準を決める。